

令和 5 年 6 月 1 2 日 招 集

第 3 回 天 草 市 議 会 （ 定 例 会 ） 議 案 書

天 草 市

## 令和5年第3回天草市議会（定例会）議案

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
報告第1号	専決処分事項の報告について	令和5年 6月12日		
報告第2号	専決処分事項の報告について	"		
報告第3号	専決処分事項の報告について	"		
報告第4号	繰越明許費繰越計算書の報告について (令和4年度天草市一般会計)	"		
報告第5号	繰越計算書の報告について(令和4年度 天草市病院事業会計)	"		
報告第6号	繰越計算書の報告について(令和4年度 天草市水道事業会計)	"		
報告第7号	繰越計算書の報告について(令和4年度 天草市下水道事業会計)	"		
報告第8号	事故繰越し繰越計算書の報告について (令和4年度天草市一般会計)	"		
報告第9号	一般財団法人天草下島北部地域観光振 興公社の経営状況の報告について	"		
報告第10号	株式会社うしぶかの経営状況の報告に ついて	"		
報告第11号	有限会社愛夢里の経営状況の報告につ いて	"		
議第36号	専決処分事項の承認について(天草市税 条例の一部を改正する条例)	"		
議第37号	専決処分事項の承認について(天草市都 市計画税条例の一部を改正する条例)	"		
議第38号	専決処分事項の承認について(天草市国 民健康保険税条例の一部を改正する条 例)	"		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第39号	専決処分事項の承認について（令和5年度天草市一般会計補正予算第1号）	令和5年6月12日		
議第40号	専決処分事項の承認について（令和5年度天草市一般会計補正予算第2号）	〃		
議第41号	天草市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第42号	天草市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第43号	天草市体育館条例及び天草市運動広場条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第44号	天草市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第45号	天草市クリーンセンター条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第46号	天草市税条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第47号	天草市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第48号	天草市一般住宅条例の一部を改正する条例の制定について	〃		
議第49号	あらたに生じた土地の確認について	〃		
議第50号	字の区域の変更について	〃		
議第51号	あらたに生じた土地の確認について	〃		
議第52号	町の区域の変更について	〃		
議第53号	工事請負契約の変更について	〃		

議案番号	件名	提出年月日	議決年月日	議決の結果
議第54号	工事請負契約の変更について	令和5年 6月12日		
議第55号	財産の取得について	〃		
議第56号	市道路線の認定及び廃止について	〃		
議第57号	令和5年度天草市一般会計補正予算（第3号）	〃		
議第58号	令和5年度天草市一般会計補正予算（第4号）	〃		
議第59号	令和5年度天草市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	〃		
議第60号	令和5年度天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃		
議第61号	令和5年度天草市斎場事業特別会計補正予算（第1号）	〃		
議第62号	令和5年度天草市下水道事業会計補正予算（第1号）	〃		

## 報告第1号

### 専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月12日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 事故発生日時 令和5年3月6日（月曜日）  
午前10時25分頃
- 2 事故発生場所 天草市五和町二江421番地15
- 3 和解の相手方 天草市在住者（車両保有者）
- 4 事故の概要 上記日時及び場所において、本市職員が運転する公用車が後退したところ、  
駐車中の相手方車両に接触し、相手方車両に損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 99,000円（相手方車両分）
- 6 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議  
及び請求の申立てをしないこと。

## 報告第2号

### 専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月12日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 事件発生日時 令和4年9月16日（金曜日）  
午前9時40分頃
- 2 事件発生場所 天草市牛深町1441番地先路上、1637番地8地先路上及び1637番地3地先路上
- 3 和解の相手方 天草市在住者（車両保有者）
- 4 事故の概要 上記日時及び場所において、本市職員が相手方車両を損壊し、相手方車両に損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 2,194,790円（相手方車両分）
- 6 和解内容
  - (1) 市は、相手方に対し、本件事件による損害賠償債務（物損）として、金2,194,790円の債務があることを認める。
  - (2) 市は、相手方に対し、前号で合意した金2,194,790円を、令和5年5月末日限り、相手方指定の預金口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、市の負担とする。
  - (3) 市及び相手方は、本和解内容に定めるほか、本件事件の物的損害に関して、市と相手方との間に何らの債権債務関係のないことを相互に確認する。

報告第3号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月12日提出

天草市長 馬場 昭治

- 1 事故発生日時 令和5年3月1日（水曜日）  
午後0時5分頃
- 2 事故発生場所 天草市河浦町新合213番地付近（国道266号）
- 3 和解の相手方 熊本県
- 4 事故の概要 上記日時及び場所において、本市職員が運転する公用車が後退したところ、相手方設置の防護柵に接触し、当該防護柵に損害を与えた。
- 5 損害賠償の額 165,000円
- 6 和解事項 当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしないこと。

報告第4号

繰越明許費繰越計算書の報告について

令和4年度天草市一般会計補正予算（第9号、第10号、第11号及び第12号）第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和5年6月12日提出

天草市長 馬場 昭治

令和4年度 天草市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	地域情報化事業	2,482,000	2,482,000				2,482,000	
		スポーツコミッション推進事業	2,435,000	2,435,000				2,435,000	
		スポーツ拠点施設整備事業	234,944,000	193,829,000		18,079,000	173,700,000	2,050,000	
	4 戸籍住民基本台帳費	戸籍システム等改修事業	12,217,000	12,217,000		5,456,000		6,761,000	
	5 選挙費	県議会議員選挙	8,107,000	8,063,000		8,063,000			
3 民生費	2 高齢者福祉費	公的介護施設等整備支援事業	34,004,000	21,000,000		21,000,000			
		3 児童福祉費	放課後児童健全育成事業	22,110,000	22,110,000		14,740,000		7,370,000
	3 児童福祉費	保育所等送迎用バス安全装置装備支援事業	5,720,000	5,720,000		5,720,000			
		熊本県低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業	27,534,000	27,534,000		27,534,000			
4 衛生費	1 保健衛生費	出産・子育て応援交付金事業	49,267,000	14,225,000		12,250,000		1,975,000	

令和4年度 天草市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
5 農林水産業費	1 農業費	肥料価格高騰緊急対策事業	69,000,000	69,000,000				69,000,000	
		園芸施設省エネ投資緊急支援事業	8,200,000	6,092,000				6,092,000	
		農業水路等長寿命化・防災減災事業	34,428,000	34,428,000		20,092,000	14,300,000	36,000	
	3 水産業費	水産業省エネ投資緊急支援事業	16,376,000	927,000				927,000	
		赤潮被害経営再建緊急支援事業	170,451,000	134,862,000		67,431,000		67,431,000	
		漁業経営セーフティネット緊急支援事業	90,400,000	90,400,000				90,400,000	
		海岸堤防等老朽化対策事業	72,000,000	50,295,000		25,147,000	25,100,000	48,000	
		水産基盤整備事業	147,625,000	28,703,000		16,676,000	12,000,000	27,000	
	6 商工費	1 商工費	企業誘致促進事業	45,500,000	45,500,000		43,225,000		2,275,000
観光施設整備事業			13,769,000	7,259,000			7,200,000	59,000	
恐竜の島博物館整備事業			450,839,000	450,746,000			431,500,000	19,246,000	

令和4年度 天草市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
7 土木費	2 道路橋梁費	道路メンテナンス事業	20,865,000	18,365,000		10,286,000	6,200,000		1,879,000
		市道維持補修事業	16,326,000	16,326,000					16,326,000
		市道改良（交付金）事業	32,280,000	32,280,000		17,137,000	13,500,000		1,643,000
		市道改良（単独）事業	11,000,000	11,000,000			10,400,000		600,000
		橋梁維持補修事業	29,040,000	29,040,000			27,500,000		1,540,000
	3 河川費	排水路等整備事業	20,000,000	12,600,000					12,600,000
	4 港湾費	港湾施設維持補修事業	14,039,000	14,039,000			12,000,000		2,039,000
	5 都市計画費	熊本天草幹線道路連絡街路整備事業	29,904,000	10,000,000			9,500,000		500,000
		都市計画道路太田町水の平線整備事業	133,831,000	86,814,000		73,219,000	11,800,000		1,795,000
7 住宅費	廃屋及び空き家等対策事業	500,000	500,000		250,000			250,000	
9 教育費	2 小学校費	感染症対策事業（小学校）	17,100,000	17,100,000		8,550,000			8,550,000
	3 中学校費	感染症対策事業（中学校）	12,600,000	12,600,000		6,300,000			6,300,000
	7 社会教育費	市民会館整備事業	17,520,000	9,680,000					9,680,000

令和4年度 天草市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
10 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	現年発生補助災害復旧事業 (林業施設)	528,574,000	528,574,000		525,402,000	2,800,000		372,000
	3 文教施設災害復旧費	現年発生単独災害復旧事業 (文化施設)	31,309,000	31,309,000			29,700,000		1,609,000
計			2,432,296,000	2,058,054,000		926,557,000	787,200,000		344,297,000

報告第5号

繰越計算書の報告について

令和4年度天草市病院事業会計予算額について、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和5年6月12日提出

天草市長 馬場 昭治

令和4年度 天草市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	病院事業医療情報システム導入支援事業	円 15,106,000	円 0	円 15,106,000	円 0	円 0	円 15,106,000	円 0	円 0	各病院の現状調査、システム選定及び運用開始までの支援を一連で行う必要があり年度をまたいだ履行期間としたため予算を繰り越して使用する。
		牛深市民病院法面補修事業	23,000,000	0	23,000,000	0	0	23,000,000	0	0	緊急性を要するためR4.12補正予算で執行しているが、適正工期の確保が困難なため予算を繰り越して使用する。
		牛深市民病院3階特浴・3階介護浴室改修事業	18,150,000	0	18,150,000	13,612,000	0	4,538,000	0	0	新型コロナウイルス入院患者受入れの影響で、現地調査が遅れたため、予算を繰り越して使用する。
		栖本病院特殊用途自動車整備事業	3,888,000	0	3,888,000	2,915,000	0	973,000	0	0	車内設置機器等の配置決定に不測の期間を要したため、予算を繰り越して使用する。
計			60,144,000	0	60,144,000	16,527,000	0	43,617,000	0	0	

報告第6号

繰越計算書の報告について

令和4年度天草市水道事業会計予算額について、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和5年6月12日提出

天草市長 馬場 昭治

令和4年度 天草市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	損益勘定留保資金			
			円	円	円	円	円	円	円	円	
1 資本的支出	1 建設改良費	南町配水管布設替その1工事	41,000,000	0	41,000,000	0	0	41,000,000	0	0	「太田町水の平線」道路改良工事にあわせて、配水管の布設替を計画しているため、予算を繰り越して使用する。
		南町配水管布設替その4工事	30,000,000	0	30,000,000	0	0	30,000,000	0	0	「太田町水の平線」道路改良工事にあわせて、配水管の布設替を計画しているため、予算を繰り越して使用する。
		浄南町配水管布設替工事	13,000,000	0	13,000,000	0	0	13,000,000	0	0	亀川・馬場線道路改良にあわせて、配水管の布設替工事を計画しているため、予算を繰り越して使用する。
		楠浦ダム土地改良事業(団体営農業農村整備事業)負担金	4,319,400	0	4,319,400	0	0	4,319,400	0	0	本渡土地改良区が実施する既設水管理システムの更新について、新規システムソフト開発の基本設計に関する見直しに不測の日数を要したため、予算を繰り越して使用する。
計			88,319,400	0	88,319,400	0	0	88,319,400	0	0	

令和4年度 天草市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1 事業費	1 営業費用	南町配水管布設替その1工事	円 3,000,000	円 0	円 3,000,000	円 0	円 3,000,000	円 0	円 0	円 0	「太田町水の平線」道路改良工事にあわせて、配水管の布設替を計画しているため、予算を繰り越して使用する。
		南町配水管布設替その4工事	円 1,000,000	円 0	円 1,000,000	円 0	円 1,000,000	円 0	円 0	円 0	「太田町水の平線」道路改良工事にあわせて、配水管の布設替を計画しているため、予算を繰り越して使用する。
計			円 4,000,000	円 0	円 4,000,000	円 0	円 4,000,000	円 0	円 0	円 0	

報告第7号

繰越計算書の報告について

令和4年度天草市下水道事業会計予算額について、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

令和5年6月12日提出

天草市長 馬場 昭治

令和4年度 天草市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	太田町水の平線汚水柵移設工事	円 47,270,000	円 8,770,000	円 38,500,000	円 0	円 12,500,000	円 26,000,000	円 0	円 0	他事業者、住民等との調整に不測の日数を要したため、予算を繰り越して使用する。
		本渡浄化センター汚水流入ゲート設備改築工事	8,000,000	0	8,000,000	4,000,000	3,500,000	500,000	0	0	ゲート本体だけではなく周辺部も劣化が著しく、改修が必要となり、特注品の製造に期間を要するため、予算を繰り越して使用する。
計			55,270,000	8,770,000	46,500,000	4,000,000	16,000,000	26,500,000	0	0	

報告第8号

事故繰越し繰越計算書の報告について

令和4年度天草市一般会計予算のうち、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により報告する。

令和5年6月12日提出

天草市長 馬場 昭治

令和4年度 天草市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負 担行為 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				説 明
				支 出 済 額	支 出 未済額			既 収 入 特定財源	未収入特定財源		一般財源	
									国 県 支出金	地方債		
7	土木費	2 道路橋 梁費	市道改良 (交付金) 事業	34,192,220	0	34,192,220	34,192,220	21,059,000	13,100,000	33,220	令和3年度か らの繰越事業で ある亀川馬場線 の用地取得につ いて、相続人によ る契約者の決定 に不測の日数を 要したため。	
10	災害復 旧費	2 公共土 木施設 災害復 旧費	現年発生補 助災害復旧 事業(公共 土木施設)	52,958,023	16,596,000	36,362,023	36,362,023	24,253,000	12,100,000	9,023	令和3年度か らの繰越事業で ある災害復旧工 事について、管 内の災害復旧工 事等が集中し、 資材や作業員が 不足したことによ り、入札不調が 発生した。また、 受注者の倒産に 伴う契約解除等 の手続きに不測 の日数を要した ため。	
合 計			87,150,243	16,596,000	70,554,243	0	70,554,243	0	45,312,000	25,200,000	42,243	

報告第9号

一般財団法人天草下島北部地域観光振興公社の経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人天草下島北部地域観光振興公社の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和5年6月12日提出

天草市長 馬場 昭治

報告第10号

株式会社うしぶかの経営状況の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、株式会社うしぶかの経営状況を別冊のとおり報告する。

令和5年6月12日提出

天草市長 馬場 昭治

報告第 1 1 号

有限会社愛夢里の経営状況の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定に基づき、有限会社愛夢里の経営状況を別冊のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 1 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

議第 36 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、天草市税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 12 日提出

天草市長 馬場 昭治

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第2号

専決処分書

天草市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

天草市長 馬場 昭治

（専決処分の理由）

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

## 天草市条例第15号

### 天草市税条例の一部を改正する条例

天草市税条例（平成18年天草市条例第54号）の一部を次のように改正する。

第46条中「又は」の次に「第5号の15の2様式若しくは」を加え、「によって」を「により」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第14項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第16項を削る。

附則第10条の3第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改める。

附則第10条の4第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(令和2年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等)

第10条の5 法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)並びに当該納税義務者が令附則第12条の6第1項第3号から第5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあつては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係

(2) 法附則第16条の4第1項に規定する被災住宅用地の上に令和2年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号

(3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合及び同条第6項(同条第7項において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由

(4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

2 法附則第16条の4第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける土地に係る令和5年度分及び令和6年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。

3 法附則第16条の4第4項に規定する特定被災共用土地(以下この項において「特定被災共用土地」という。)に係る固定資産税額の按分の申出は、同条第4項に規定する特定被災共用土地納税義務者(以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。)の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。

(1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)

(2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途

(3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の4第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途

(4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務

者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合

(5) 法附則第16条の4第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法

4 法附則第16条の4第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第15条の2を削り、附則第15条の2の2を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第17条の2第1項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第24条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

#### 附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の天草市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の天草市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議第 37 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、天草市都市計画税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 12 日提出

天草市長 馬場 昭治

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第3号

専決処分書

天草市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

天草市長 馬場 昭治

（専決処分の理由）

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

## 天草市条例第16号

### 天草市都市計画税条例の一部を改正する条例

天草市都市計画税条例（平成18年天草市条例第55号）の一部を次のように改正する。

附則第4項（見出しを含む。）中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改める。

附則第16項中「第10項、第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の天草市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第16項の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

議第 38 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 12 日提出

天草市長 馬場 昭治

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

天草市専決第4号

専決処分書

天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

天草市長 馬場 昭治

（専決処分の理由）

地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要があるが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

## 天草市条例第17号

### 天草市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

天草市国民健康保険税条例（平成18年天草市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第23条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第23条の2中「第24条の2」を「第24条の2第1項」に改める。

第24条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第18項中「第23条第1項」を「第23条」に、「同項」を「同条第1項」に改める。

附則第19項、第20項、第22項から第25項まで、第28項及び第29項中「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。

### 附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の天草市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議第 39 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 5 年度天草市一般会計補正予算（第 1 号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 12 日提出

天草市長 馬場 昭治

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

## 天草市専決第1号

### 専決処分書

令和5年度天草市一般会計補正予算（第1号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

天草市長 馬場 昭治

#### （専決処分の理由）

令和5年度の新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費について、その予算措置に急を要するが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

## 令和5年度天草市一般会計補正予算（第1号）

令和5年度天草市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 435,079 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 54,908,386 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,371,970	435,079	6,807,049
	1 国庫負担金	5,388,301	272,701	5,661,002
	2 国庫補助金	966,461	162,378	1,128,839
補正されなかった款項に係る額		48,101,337		48,101,337
歳入合計		54,473,307	435,079	54,908,386

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4 衛生費		6,156,914	435,079	6,591,993
	1 保健衛生費	960,143	435,079	1,395,222
補正されなかった款項に係る額		48,316,393		48,316,393
歳出合計		54,473,307	435,079	54,908,386

議第 40 号

専決処分事項の承認について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、令和 5 年度天草市一般会計補正予算（第 2 号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 12 日提出

天草市長 馬場 昭治

（提案理由）

専決処分したときは、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により、議会に報告し、その承認を得る必要がある。

## 天草市専決第6号

### 専決処分書

令和5年度天草市一般会計補正予算（第2号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年4月20日

天草市長 馬場 昭治

#### （専決処分の理由）

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金の給付に係る経費について、その予算措置に急を要するが、議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

令和5年度天草市一般会計補正予算（第2号）

令和5年度天草市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 132,232 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 55,040,618 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,807,049	132,232	6,939,281
	2 国庫補助金	1,128,839	132,232	1,261,071
補正されなかった款項に係る額		48,101,337		48,101,337
歳入合計		54,908,386	132,232	55,040,618

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		17,099,042	132,232	17,231,274
	3 児童福祉費	5,953,327	132,232	6,085,559
補正されなかった款項に係る額		37,809,344		37,809,344
歳出合計		54,908,386	132,232	55,040,618

## 議第 4 1 号

天草市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 6 月 1 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

天草市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 8 年天草市条例第 4 8 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症）」を「特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）第 2 条第 1 号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第 1 5 条第 1 項に規定する政府対策本部が設置されたもの（任命権者が定めるものに限る。））」に改め、「緊急に」を削る。

附則第 4 項中「3, 0 0 0 円」を「1, 5 0 0 円（緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると任命権者が認めるものに従事した場合にあっては、4, 0 0 0 円）を超えない範囲において、それぞれの作業に応じて任命権者が定める額」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

防疫等作業手当の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 4 2 号

天草市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例の制定について

天草市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 6 月 1 2 日 提出

天草市長 馬場 昭治

天草市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

天草市地区コミュニティセンター条例（平成 1 8 年天草市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 鬼池地区コミュニティセンターの部研修室 1 の項及び研修室 2 の項を次のように改める。

研修室 1	2 0 0 円	2 0 0 円
研修室 2	2 0 0 円	2 0 0 円

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

鬼池地区コミュニティセンターの冷暖房設備に係る使用料を設定するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 43 号

天草市体育館条例及び天草市運動広場条例の一部を改正する条例の制定について

天草市体育館条例及び天草市運動広場条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 6 月 12 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市体育館条例及び天草市運動広場条例の一部を改正する条例

(天草市体育館条例の一部改正)

第 1 条 天草市体育館条例（平成 18 年天草市条例第 101 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 天草市下田南体育館の項を削る。

別表第 2 中 「

天草市手野体育館
天草市下田南体育館

」 を 「

天草市手野体育館
----------

」 に改める。

(天草市運動広場条例の一部改正)

第 2 条 天草市運動広場条例（平成 18 年天草市条例第 104 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 天草市下田南運動広場の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

社会体育施設の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 4 4 号

天草市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

天草市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 6 月 1 2 日 提出

天草市長 馬場 昭治

天草市重度心身障害者医療費助成に関する条例の一部を改正する条例

天草市重度心身障害者医療費助成に関する条例（平成 1 8 年天草市条例第 1 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表医療費の項及び一部負担金の項を次のように改める。

医療費	疾病又は負傷について、医療保険各法に規定する保険給付の対象となる費用（入院時食事療養費、入院時生活療養費、移送費、家族移送費及び傷病手当金並びに交通事故等による第三者からの賠償として支払われる費用を除く。）
一部負担金	医療費から当該医療費に係る医療保険各法の規定による給付（付加給付の額及び他の法令等の規定により国又は地方公共団体が負担する額を含む。）を控除した額

第 2 条の表自己負担額の項を削る。

第 3 条第 1 項中「（以下「助成対象経費」という。）」を削り、同項第 1 号及び第 2 号を次のように改める。

- (1) 通院及び訪問看護の場合において、同一月の診療分について 1 医療機関等につき 1, 0 2 0 円
- (2) 入院の場合において、同一月の診療分について 1 医療機関等につき 2, 0 4 0 円

第 3 条第 2 項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の天草市重度心身障害者医療費助

成に関する条例の規定は、令和5年4月1日以後に行われた診療に係る医療費について適用する。

（提案理由）

重度心身障害者医療費助成制度において併用することができる公費負担医療の範囲を拡大するため、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 45 号

天草市クリーンセンター条例の一部を改正する条例の制定について

天草市クリーンセンター条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 6 月 12 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市クリーンセンター条例の一部を改正する条例

天草市クリーンセンター条例（平成 18 年天草市条例第 156 号）の一部を次のように改正する。

別表中「250円」を「750円」に、「50円」を「150円」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

手数料の見直しに伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 46 号

天草市税条例の一部を改正する条例の制定について

天草市税条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 6 月 12 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市税条例の一部を改正する条例

天草市税条例（平成 18 年天草市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 9 第 2 項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第 314 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第 36 条の 3 の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

第 38 条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第 1 項中「によって」を「により」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第10条の2に次の1項を加える。

16 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋に

ついて、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第15条の2第4項及び第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の2第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第10条の2に1項を加える改正規定、附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項を同条第13項とし、同条第11項の次に1項を加える改正規定及び附則第17条の2第2項の改正規定 公布の日
- (2) 第82条第1号エの改正規定及び附則第3条第1項の規定（この条例による改正後の天草市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (3) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の改正規定及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の規定 令和6年1月1日
- (4) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日  
（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の天草市税条例の規定中個人の市民税に関する

部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき天草市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第15の2第4項の規定は、附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴い、条例を改正する必要がある。これが、この条例を提出する理由である。

## 議第 47 号

### 天草市税特別措置条例の一部を改正する条例の制定について

天草市税特別措置条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 6 月 12 日提出

天草市長 馬場 昭治

### 天草市税特別措置条例の一部を改正する条例

天草市税特別措置条例（平成 19 年天草市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改める。

第 4 条中「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に、「起算して 5 年以内」を「令和 7 年 3 月 31 日まで」に改める。

第 5 条中「令和 5 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の天草市税特別措置条例の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

##### （経過措置）

第 2 条 令和 5 年 3 月 31 日以前に離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）第 2 条第 1 項の規定により離島振興対策実施地域として指定された地域内において製造の事業、旅館業（下宿営業を除く。）、情報サービス業その他離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成 5 年自治省令第 1 号）第 1 条各号に掲げる事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に課する固定資産税については、なお従前の例による。

第 3 条 令和 5 年 3 月 31 日以前に地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）第 4 条第 2 項第 1 号に規定する促進区域内において同法第 18 条に規定する承認地域経済牽引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十六条の地方公共団体等を定める省令

(平成19年総務省令第94号)第2条に規定する対象施設を設置した同法第14条第1項に規定する承認地域経済牽引事業者に課する固定資産税については、なお従前の例による。

第4条 令和5年3月31日以前に半島振興法(昭和60年法律第63号)第9条の4第1項に規定する認定産業振興促進計画に記載された同法第9条の2第2項第1号に規定する計画区域内において認定産業振興促進計画に定められた同法第17条各号に掲げる事業の用に供する施設若しくは設備を新設し、又は増設した者に課する固定資産税については、なお従前の例による。

(提案理由)

離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令(平成5年自治省令第1号)等の一部改正を踏まえ、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

議第 48 号

天草市一般住宅条例の一部を改正する条例の制定について

天草市一般住宅条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 5 年 6 月 12 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市一般住宅条例の一部を改正する条例

天草市一般住宅条例（平成 18 年天草市条例第 240 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 浦越一般住宅 3 号棟の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

一般住宅の廃止に伴い、条例を改正する必要がある。

これが、この条例を提出する理由である。

## 議第 49 号

### あらたに生じた土地の確認について

天草市の区域内に公有水面の埋立てにより、あらたに次に掲げる土地を生じたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により確認するものとする。

令和 5 年 6 月 12 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市御所浦町横浦字朝白 448 番、449 番、455 番 2、455 番 3、455 番 4、457 番 2、457 番 3、458 番 5、458 番 2、460 番、471 番 2、471 番 1、472 番 1、472 番 2、472 番 13、472 番 12、472 番 11 に隣接介在する無番地（水路）及び 472 番 11、478 番 1、479 番 4、479 番 3、479 番 1 字割石 480 番、481 番 1 及びこれらの区域に隣接介在する無番地に隣接する無番地（道路）地先公有水面埋立地

1, 989.13 平方メートル

（提案理由）

市の区域内にあらたに生じた土地を確認するには、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 50 号

字の区域の変更について

公有水面の埋立てにより、あらたに次に掲げる土地を生じたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により天草市の字の区域を次のとおり変更するものとする。

令和 5 年 6 月 12 日提出

天草市長 馬場 昭治

あらたに生じた土地	編入する字
天草市御所浦町横浦字朝白 448 番、449 番、455 番 2、455 番 3、455 番 4、457 番 2、457 番 3、458 番 5、458 番 2、460 番、471 番 2、471 番 1、472 番 1、472 番 2、472 番 13、472 番 12、472 番 11 に隣接介在する無番地（水路）及び 472 番 11、478 番 1、479 番 4、479 番 3、479 番 1 及びこれらの区域に隣接介在する無番地に隣接する無番地（道路）地先公有水面埋立地 1839.75 平方メートル	天草市御所浦町 横浦字朝白
天草市御所浦町横浦字割石 480 番、481 番 1 及びこれらの区域に隣接介在する無番地に隣接する無番地（道路）地先公有水面埋立地 149.38 平方メートル	天草市御所浦町 横浦字割石

（提案理由）

市の区域内の字の区域を変更するには、地方自治法第 260 条第 1 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 5 1 号

あらたに生じた土地の確認について

天草市の区域内に公有水面の埋立てにより、あらたに次に掲げる土地を生じたため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により確認するものとする。

令和 5 年 6 月 1 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

天草市今釜新町 1 0 1 番及び 1 0 1 番 2 地先公有水面埋立地

6 2 7 . 1 7 平方メートル

（提案理由）

市の区域内にあらたに生じた土地を確認するには、地方自治法第 9 条の 5 第 1 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 5 2 号

町の区域の変更について

公有水面の埋立てにより、あらたに次に掲げる土地を生じたため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条第 1 項の規定により天草市の町の区域を次のとおり変更するものとする。

令和 5 年 6 月 1 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

あらたに生じた土地	編入する町
天草市今釜新町 1 0 1 番及び 1 0 1 番 2 地先公有水面埋立地 6 2 7. 1 7 平方メートル	天草市今釜新町

（提案理由）

市の区域内の町の区域を変更するには、地方自治法第 2 6 0 条第 1 項の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 53 号

工事請負契約の変更について

令和 5 年 3 月 17 日議決された議第 34 号「工事請負契約の締結について」の一部を次のように変更するものとする。

令和 5 年 6 月 12 日提出

天草市長 馬場 昭治

「契約の金額 279,400,000円」を「契約の金額 281,517,070円」とする。

(提案理由)

林道本渡大江線地すべり災害復旧（法面その 1）工事において、労務単価の変更に伴い契約金額を増額する必要性が生じたため、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 5 4 号

工事請負契約の変更について

令和 5 年 3 月 1 7 日議決された議第 3 5 号「工事請負契約の締結について」の一部を次のように変更するものとする。

令和 5 年 6 月 1 2 日提出

天草市長 馬場 昭治

「契約の金額 200, 200, 000円」を「契約の金額 201, 821, 852円」とする。

(提案理由)

林道本渡大江線地すべり災害復旧（法面その 2）工事において、労務単価の変更に伴い契約金額を増額する必要性が生じたため、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 55 号

財産の取得について

次のとおり動産を取得するものとする。

令和 5 年 6 月 12 日提出

天草市長 馬場 昭治

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 取得の目的  | 小型動力ポンプ更新に伴うもの  |
| 2 | 品名等    | 別紙のとおり  |
| 3 | 契約の方法  | 指名競争入札  |
| 4 | 取得金額   | 25,352,800 円  |
| 5 | 契約の相手方 | 住所 天草市東町 13 番地 22<br>名称 株式会社ダンテック 天草営業所<br>代表者 所長 池田 幸生 |

(提案理由)

予定価格が 2 千万円以上の動産の買入れをするには、天草市財産条例（平成 18 年天草市条例第 60 号）第 2 条の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

令和5年度消防小型動力ポンプ購入内訳書

1 品名、対象消防団、台数、納入場所、取得金額及び取得購入の相手方

品名	対象消防団		台数	納入場所	取得金額 (円)	取得購入の相手方
	方面隊	分団・部				
小型動力ポンプ (水冷式) 8台	倉岳	第1分団第2部	1台	天草市役所 倉岳支所	17,459,200円	天草市東町13番地22 株式会社ダンテック 天草営業所 所長 池田 幸生
		第2分団第4部	1台			
		第3分団第2部	1台			
		第3分団第3部	1台			
	新和	第3分団第1部	1台	天草市役所 新和支所		
	五和	第1分団第4部	1台	天草市役所 五和支所		
	天草	第2分団第2部	1台	天草市役所 天草支所		
		第4分団第3部	1台			
小型動力ポンプ (空冷式) 4台	牛深	第4分団第3部	1台	天草市役所 牛深支所	7,893,600円	天草市東町13番地22 株式会社ダンテック 天草営業所 所長 池田 幸生
		第5分団第1部	1台			
		第5分団第4部	1台			
		第7分団第2部	1台			

2 付属品(1台当たり)

吸管	1本
吸管ストレーナ	1個
吸管ちりよけ籠	1個
吸管まくら木	1個
吸管ロープ	1本
充電器	1台
ポンプ工具	1式

3 納入期限

令和5年12月22日

議第 56 号

市道路線の認定及び廃止について

市道の路線を次のように認定及び廃止するものとする。

令和 5 年 6 月 12 日提出

天草市長 馬場 昭治

1 認定する路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	総延長 m	道路敷 幅員m
3350	鮎婦線	栖本町河内鮎婦20 1番2地先	栖本町河内鮎婦19 9番4地先	77.0	3.1~ 5.2

2 廃止する路線

路線番号	路線名	起 点	終 点	総延長 m	道路敷 幅員m
0609	今釜新町1 号線	今釜新町3413番7 地先	今釜新町3458番 地先	259.4	8.4~ 12.5

(提案理由)

市道の路線を認定し、及び廃止するには、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項（第10条第3項において準用する場合を含む。）の規定により、議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

議第 57 号

令和 5 年度天草市一般会計補正予算（第 3 号）

令和 5 年度天草市の一般会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 441,035 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 55,481,653 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 6 月 12 日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		6,939,281	441,035	7,380,316
	2 国庫補助金	1,261,071	441,035	1,702,106
補正されなかった款項に係る額		48,101,337		48,101,337
歳入合計		55,040,618	441,035	55,481,653

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		17,231,274	441,035	17,672,309
	1 社会福祉費	5,126,954	441,035	5,567,989
補正されなかった款項に係る額		37,809,344		37,809,344
歳出合計		55,040,618	441,035	55,481,653

議第58号

令和5年度天草市一般会計補正予算（第4号）

令和5年度天草市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ249,655千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,731,308千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和5年6月12日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		7,380,316	103,524	7,483,840
	2 国庫補助金	1,702,106	103,524	1,805,630
16 県支出金		3,972,477	124,884	4,097,361
	2 県補助金	1,274,233	124,884	1,399,117
19 繰入金		2,876,603	21,247	2,897,850
	2 基金繰入金	2,876,603	21,247	2,897,850
補正されなかった款項に係る額		41,252,257		41,252,257
歳入合計		55,481,653	249,655	55,731,308

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		10,883,875	8,058	10,891,933
	1 総務管理費	10,208,637	8,058	10,216,695
3 民生費		17,672,309	9,837	17,682,146
	1 社会福祉費	5,567,989	8,748	5,576,737
	4 生活保護費	1,462,932	1,089	1,464,021
4 衛生費		6,591,993	4,588	6,596,581
	2 環境費	3,379,858	4,588	3,384,446
5 農林水産業費		2,461,105	1,500	2,462,605
	1 農業費	1,580,288	1,500	1,581,788
6 商工費		2,297,931	222,980	2,520,911
	1 商工費	2,297,931	222,980	2,520,911
7 土木費		2,769,608	2,692	2,772,300
	2 道路橋梁費	1,183,045	2,692	1,185,737
補正されなかった款項に係る額		12,804,832		12,804,832
歳出合計		55,481,653	249,655	55,731,308

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
8 消防費	1 消防費	消防施設整備事業	37,027

第3表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
本渡老人福祉センター指定管理料	令和6年度～令和8年度	19,074
牛深老人福祉センター指定管理料	令和6年度～令和8年度	18,168
倉岳老人福祉センター指定管理料	令和6年度～令和8年度	9,534
在宅介護支援サテライト施設うしぶか指定管理料	令和6年度～令和8年度	21,219
わくわく本渡児童館指定管理料	令和6年度～令和10年度	44,500
本渡児童センター指定管理料	令和6年度～令和10年度	37,080
河浦中央児童館指定管理料	令和6年度～令和10年度	36,740
地域健診（検診）業務委託料	令和6年度	79,920
天草市汚泥再生処理センター運転管理業務委託料	令和6年度～令和7年度	9,176
リップランド公園指定管理料	令和6年度～令和8年度	24,738
栖本温泉センター指定管理料	令和6年度～令和8年度	30,831
下田温泉センター指定管理料	令和6年度～令和7年度	14,076
瀬戸歩道橋操作並びに保守点検業務委託料	令和6年度～令和7年度	5,384
市営住宅指定管理料	令和6年度～令和10年度	110,965

議第59号

令和5年度天草市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度天草市の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第1条 債務負担行為の追加は、「第1表 債務負担行為補正」による。

令和5年6月12日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
地域健診（検診）業務委託料	令和6年度	48,134

議第60号

令和5年度天草市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

令和5年度天草市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、  
「第1表 債務負担行為」による。

令和5年6月12日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
地域健診業務委託料	令和6年度	12,141

議第61号

令和5年度天草市斎場事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度天草市の斎場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、  
「第1表 債務負担行為」による。

令和5年6月12日提出

天草市長 馬場 昭治

第1表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
天草市営天草本渡斎場指定管理料	令和6年度～令和10年度	120,305

議第62号

令和5年度天草市下水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和5年度天草市の下水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第2条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額について次のとおり追加する。

事 項	期 間	限 度 額
本渡浄化センター及びポンプ場運転管理業務委託	令和6年度～令和7年度	21,342千円
一町田雨水ポンプ場運転管理業務委託	令和6年度～令和7年度	480千円

令和5年6月12日提出

天草市長 馬場 昭治